

組④ 共同購入品の盗難と破損

1事由につき200円以上50,000円限度

配達・デポー購入当日の共同購入品の盗難・破損の保障（実費）

- ▷配達では荷受け場所から、デポーでの買い物は店舗内から自宅玄関に入れるまで（自宅住宅内での被害は対象外）、また、配達日およびデポーでの購入当日の午後10時までの盗難・破損の被害が対象です。
- ▷自分の消費材の盗難・破損の保障は年度内3回までとします。
- ▷他者のものの運搬時も保障の対象です。
- ▷破損とは使用に耐えないものとします（食品の場合可食部分は除く）
- ▷申請書に「今後の対策」を必ず記入してください。
2回目以降の被害には、予防のための措置がとられていることが必要です。
- ▷原則発見から48時間以内にセンター・デポーへの連絡が必要です。
- 申請書以外に必要な添付書類
 - 品目を確認できる配達明細表または引落通知書、デポーでの購入レシート（いずれもコピー可）

48時間以内**組⑤ まち活動費の盗難※**

1事由につき上限50,000円

活動のために預かったまち活動費が盗難にあった時の保障

※警察署の盗難受理番号（遺失物届けは不可）が必要です。

- 保障されるもの
 - 被害実額×まちエコロ加入率（被害発生前月末）

※48時間以内の連絡は、休業日にかかる場合はその翌日までの受付となります。

